

東久留米市訓令乙第59号

東久留米市包括施設管理業務委託プロポーザル審査委員会設置要綱を次のように定める。

令和8年4月9日

東久留米市長 富田 竜馬

東久留米市包括施設管理業務委託プロポーザル審査委員会設置要綱

(設置)

第1 東久留米市包括施設管理業務委託の受託候補者（以下「受託候補者」という。）を特定するに当たり、その選定過程の透明性及び公正性を確保するため、東久留米市包括施設管理業務委託プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2 委員会の所掌事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 東久留米市包括施設管理業務委託プロポーザル実施要領等の決定に関する事。
- (2) 企画提案書等の審査及び受託候補者の特定に関する事。
- (3) その他プロポーザルの実施に必要な事項

(組織)

第3 委員会は、企画経営室参事、行政経営課長、児童青少年課長、施設建設課長及び教育総務課長をもって構成する。

(委員長)

第4 委員会に委員長を置き、委員長には企画経営室参事をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(運営)

第5 委員長は、委員会を招集し、会議を主宰する。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席によって成立する。
- 3 委員長は、事故その他やむを得ない理由により委員が会議に出席できないと認めたときは、当該委員の代理として会議に出席する者を指名することができる。
- 4 委員長は、必要があると認めたときは、委員会に第3に定める構成委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 5 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(会議の非公開)

第6 委員会は、非公開とする。

(庶務)

第7 委員会の庶務は、企画経営室公共施設マネジメント推進課において行う。

(委任)

第8 この要綱に定めるもののほか委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

- 1 この訓令は、令和8年4月9日から施行する。
- 2 この訓令は、東久留米市包括施設管理業務委託契約の締結をもってその効力を失う。